

不正行為に関する注意事項

- (1) 出願書類等の偽造、虚偽記載、剽窃、顔写真の加工、その他選抜の公平性を損なう不正な行為が認められた場合には、出願を取り消します。また、出願受理後または入学後に出願書類等に不正があることが明らかになった場合には、出願受理または入学許可を取り消します。なお、この場合、検定料及び入学料は返還しません。
- (2) 試験室内及び面接控室内では、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等の電子機器類の使用を禁止します。持参する場合には、アラーム等の設定を解除し、電源を切って入室してください。
なお、試験時間中に携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等の電子機器類を使用した場合は、不正行為として扱います。
- (3) 以下の選抜の実施科目等で使用できるものは、鉛筆、鉛筆キャップ、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、時計(計時機能だけのもの)、及び許可されたもののみとします。下敷き、定規、時計のアラーム、携帯電話などは使用してはいけません。なお、使用できるもの以外のものをかばん等にしまわず、身につけていたり手に持ったりしていた場合、あるいは使用した場合は、不正行為となることがあります。
 - ・学校推薦型選抜（地域指定）
小論文
 - ・学校推薦型選抜
小論文
 - ・一般選抜（前期日程・後期日程）
筆記試験
- (4) 試験時間中は、他の受験者の迷惑になる行為、試験の公正を欠くような行為、不正行為と疑われるような行為などは慎んでください。
なお、試験中にカンニングをする、あるいは他の受験者に解答を教えたり、カンニングの手助けをしたりすることは、不正行為となります。
- (5) 不正行為を行った場合は、その時点で受験を中止し、退室させます。その場合は、以後の受験はできなくなるとともに、受験したすべての科目等の成績を無効とします。
- (6) 必要に応じて、追加的な書類の提出を求めたり、試験当日に別室での聴取を行ったり、所持品検査を行ったりすることがあります。悪質な場合は警察に被害届を提出する場合があります。